

名証自規G第15号
平成16年6月24日

情報取扱責任者 各 位

株式会社 名古屋証券取引所
自主規制グループ長 鈴木武久

四半期財務・業績の概況の開示にあたっての実務上の留意事項について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、会社情報の適時・適切な開示をはじめ、当取引所の市場運営にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、当取引所では、本年4月に、四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示規則の改正を実施しました（平成16年4月7日付名証自規G第9号「四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示規則等の一部改正について」）。本年4月1日より開始する連結会計年度から、市場第一部・第二部上場会社は、これまでより詳細な「四半期財務・業績の概況」の開示を実施していただくことが原則として必要となります。

そこで、四半期財務・業績の概況の開示の開始にあたって、開示に係る実務等に関する取扱いについて、下記のとおり留意事項をとりまとめましたのでご通知いたします。

上場会社各位におかれましては、引き続き四半期開示の充実にご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 四半期財務・業績の概況の開示内容等

（1）開示内容

四半期財務・業績の概況の開示においては、当該四半期における上場会社の属する企業集団（連結財務諸表非作成会社は、当該上場会社）の経営成績及び財政状態に係る四半期財務情報の開示が必要となります。具体的には、連結ベース（連結財務諸表非作成会社は、個別ベース）の売上高、営業利益、経常利益、四半期（当期）純利益、総資産及び株主資本の額の各項目の開示並びに（要約）貸借対照表及び（要約）損益計算書の添付が原則として求められます。なお、連結財務諸表作成会社の個別ベースの開示は、任意となります。

このほか、開示される数値情報の有用性を高める観点から、経営成績の進捗状況や財政状態の変動状況に関する定性的情報等について、業績の季節的要因による影響など投資者に適切な理解を促す必要があると考えられるものも含め、分かりやすく説明していただくようお願いします。

また、四半期財務情報の作成・開示において、「四半期財務情報の作成及び開示に関する検討委員会」が昨年8月に公表した「四半期財務情報の作成・開示に関する手引き」を参考にするなど中間(連結)財務諸表等の作成基準をベースに一部簡便な方法を採用する場合には、その旨及び採用した簡便な方法のうち重要なものについて開示資料に記載いただきますようお願いします。

(2) 開示様式

当取引所では、別紙のとおり、四半期財務・業績の概況の開示様式を作成いたしましたので、開示資料の作成に際してご参照ください。

平成16年4月7日付名証自規G第9号「四半期財務情報の開示の充実に関する適時開示規則等の一部改正について」に添付した開示様式から変更はありません。

平成16年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る四半期業績の概況の開示を行う上場会社におきましても、自動的に四半期財務・業績の概況と同様の内容の開示を行う場合には、この様式をご利用ください。

(3) 開示資料の表題

四半期財務・業績の概況の開示資料の表題は、連結財務諸表作成会社による連結ベースの開示の場合は「第 四半期財務・業績の概況(連結)」と、連結財務諸表を作成していない会社の場合は「第 四半期財務・業績の概況(非連結)」としてください。また、連結財務諸表作成会社が連結ベースの開示資料とは別に個別ベースの開示資料を作成する場合は、表題を「第 四半期財務・業績の概況(個別)」としてください。

なお、米国会計基準に準拠して又はこれを参考に四半期財務情報を作成している場合は、表題部分に(米国会計基準採用)と付記するようお願いします。

連結財務諸表作成会社が連結ベースの開示資料において併せて個別ベースの開示を行う場合には、「第 四半期財務・業績の概況(連結)」とするほか、「第 四半期財務・業績の概況(連結・個別)」など、個別ベースの開示も併せて行われていることが分かるような表題にしていただいても構いません。

平成16年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る四半期業績の概況の開示を行う上場会社におきましても、自動的に四半期財務・業績の概況と同様の内容の開示を行う場合には、表題を「四半期財務・業績の概況」としていただいても構いません。

2. 経過措置としての四半期業績の概況の開示

(1) 経過措置の対象及び考え方

四半期財務・業績の概況の開示は、本年4月1日以後開始する連結会計年度の開示から適用されますが、経過措置としてシステム対応、子会社における対応等の必要がある上場会社についての実務上の準備期間のために、平成19年3月31日以前に開始する連結会計年度における開示については、従前の四半期業績の概況の開示を行うこともできることとしています。

ただし、上場会社各位におかれましては、本経過措置の趣旨を十分にご理解いただき、速やかに準備を進めて、準備が整い次第四半期財務・業績の概況を開示するといった対応を行うことが求められていることを踏まえ、適切にご対処いただきますようお願い申し上げます。

次の会社は経過措置の対象外となります。

施行日（平成16年4月1日）以後に上場申請が行われて上場した上場会社（株券上場審査基準第4条第3項の規定の適用を受けた会社（同項の上場会社が経過措置の適用を受けていた場合に限る。）を除く。）

施行日以後に指定の申請が行われて市場第二部銘柄から市場第一部銘柄に指定された上場会社

施行日以後に上場市場の変更申請が行われてセントレックスからの上場市場の変更が行われた上場会社

(2) 開示内容

経過措置としての四半期業績の概況の開示内容は、従来どおり、上場会社の属する企業集団（連結財務諸表非作成会社である場合は、当該上場会社）の売上高又はこれに相当する事項（以下「売上高等」）等となります。

なお、経過措置の適用による場合も含めて、四半期業績の概況の開示においては、従前どおり、平成17年3月30日までに終了する連結会計年度においては、連結財務諸表作成会社であっても、企業集団の売上高等の開示に代えて、当該上場会社の売上高等の開示とするとできるとされていますが、平成17年3月31日以後に終了する連結会計年度については企業集団の売上高等の開示が必要になりますので、ご留意ください。

これまでに当取引所から提示した四半期業績の概況の開示様式のうち、建設業用様式については、企業集団の売上高等の開示がなされるものでないため、連結財務諸表作成会社に関しては、平成17年3月31日以後に終了する連結会計年度に係る四半期業績の概況の開示に使用できませんのでご注意ください。なお、当取引所では、これまでの様式に代わる建設業用様式を、この通知とあわせて「上場会社通信」に掲載しておりますので、必要な場合はご参照ください。

3. TDnetにおける公開項目の変更

四半期財務・業績の概況の開示の開始に併せて、上場会社の皆様がTDnetにおいて四半期開示についてご登録いただく公開項目を以下のとおり変更いたします。本年7月1日以後の開示に

つきましては、変更後の公開項目にて対応いただきますようお願いいたします。

対象となる連結会計年度	新しい公開項目
【平成 16 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度に係る開示】	四半期財務・業績の概況の開示を行う場合 必要に応じて以下の項目を選択下さい。 「四半期連結財務・業績の概況」 「四半期財務・業績の概況（個別・非連結）」 経過措置の適用を受け、四半期業績の概況の開示を行う場合 必要に応じて以下の項目を選択下さい。 「四半期連結業績の概況（経過措置）」 「四半期業績の概況（個別・非連結）（経過措置）」
【平成 16 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度に係る開示】	必要に応じて以下の項目を選択下さい。 「四半期連結財務・業績の概況」 「四半期財務・業績の概況（個別・非連結）」 四半期財務・業績の概況と同様の開示を行う場合以外の場合でも、この項目を選択下さい。

以 上

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当
TEL : 052-262-3174 FAX : 052-264-4702 E-mail : syoken@nse.or.jp